

# 教育委員会定例会会議録

令和元年11月21日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和元年11月21日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和      委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 竹内一郎	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 前田典康
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子
松林公民館担当課長兼館長 森井 武	南湖公民館担当課長兼館長 高木直昭
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 岡本隆司
体験学習センター担当課長 太田幸久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから11月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第49号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 教委議案第49号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。議案書は1ページから6ページまでとなります。

学校の休業日は同規則第3条におきまして、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日、学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、学年末休業と規定をさ

れておるところでございますが、このたびの改正につきましては、今申し上げた中の秋季休業についてでございます。

本案は、平成32年東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律の規定により、令和2年に限り、国民の祝日に関する法律に規定する体育の日が10月の第2月曜日から7月24日とされました。これまで、土曜日、日曜日及び体育の日並びに体育の日の翌日及び翌々日で連続5日で休みとしていたところ、体育の日が7月24日となったことにより、秋休みとしている期間が分断されることとなるため、令和2年度の秋季休業は特例として、10月12日及び13日とし、連続4日の秋休みとするものでございます。

なお、体育の日は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律により、スポーツの日に改められております。

改正の概要といたしましては、本法附則におきまして、規則第3条第5号の秋季休業に関する規定について、令和2年度の秋季休業は10月12日及び同月13日とするものでございます。本規則は、公布の日から施行することといたしております。

提案理由及び概要は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 現状での秋季休業の規定はどのようになっていますか。

○教育総務課長 現状の規定では、10月の第2月曜日の翌日及び翌々日という規定をしております。この「第2月曜日の」というところの第2月曜日が、今まで旧体育の日ということに当たっておりましたので、このままの規定ですと、体育の日が動いてしまう関係で、ここは通常の通学をしていただく日になってしまいますので、今回の措置をとっていくということになります。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第49号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することではいかでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第2 教委議案第50号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一

部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○体験学習センター担当課長 茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、議案書7ページから11ページをごらんください。

その中の9ページをごらんください。茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、後ほど日程第5 教委議案第53号で条例についてご説明申し上げますが、その条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものです。こちらの提案内容につきましては、体験学習センター設備の中の移動観覧席、照明設備及び映写設備につきまして、使用料の設定を行うものとなります。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○城田委員 体験学習センターの件でちょっと耳にした話をご意見として述べさせていただきます。大変新しくて魅力のある施設ということで、その中で、出入りできる場所がかなり多くあるらしく、その出入りする人の管理がちゃんとできていないのではないかとということで、利用者の方々も何か戸惑っているというお話をちょっと聞きました。その中で、それを逆手にとって公共施設の利用の仕方を知ってもらいたいなというところがあります。先週、地元のコミセン祭りがあって、私は外で警備をしていたんですけども、小学生が近隣のお宅の塀に登って食事をしたりとか、公共の道路を横一列になって走り回っているとかも見受けられるので、そういった公共の場所での振る舞いというものも含めて、学校での教育だとかも考えていただきたいという文言をちょっと加えて。せっかくのそういう魅力ある場所を公共の場として、子供たちとして、大人も含めてどういうふうに自分たちで規制して使っていくかということを考えられる場所にもしていただきたいと思いますと思いました。

大阪のほうではショッピングモールを自転車で走り回っている動画が流れたりとか、本当に今、公共の場での振る舞いというのが問われているのかなというところもありますので、ぜひそういったところも含めて、いろいろな立場で、図書館とか公民館なんかも、そういったことで苦勞されているところもあるのかもしれないし、そういった情報共有をしながら、利用者が気持ちよく使えるルールを自分たちでつくれるような環境というものもつくっていただきたいというお願いというところでご意見とさせていただきました。どう

かよろしく申し上げます。

○竹内教育長 ご要望という形でいただきました。ほかにいかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第50号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時09分閉会